

毒劇物 盗難等防止 マニュアル

いかに管理すれば良いか

厚生省

contents

基本的な管理のチェックリスト

[1] 毒劇物を貯蔵・保管する場合の注意点	2
● 盗難防止のための保管管理方法	2
① 毒劇物の製造、輸入、販売を行うためには 取扱責任者を設置しなければならない。	2
② 敷地境界線から離れたところに保管する。	2
③ 専用の設備に保管する。	3
④ 保管場所は目の行き届くところとする。	4
⑤ 保管庫に保管する場合は施錠する。	4
⑥ 鍵の管理を徹底する。	5
● 盗難防止のための運搬方法	3
① トラックでの運搬は容易に持ち去られないよう 厳重に管理する。	3
② 車両には表示する。	3
③ 車から目を離さない。	3
● 紛失防止のための保管管理方法	5
・「管理簿」を作成し、定期的に在庫量を確認する。	5
● 漏えい、流出防止のための保管管理方法	6
・コンクリート製にする等、 扱う毒劇物の性質を踏まえた材質を選ぶ。	6
● 製造設備の基準	6
・粉じん、蒸気、廃水等の処理設備を備える。	6
● 盗難、紛失、漏えい、浸出、流出した場合の措置	7
① 通報体制を整備する。	7
② 被害をくいとめる措置とその準備を行う。	7
[2] 毒劇物を他者に販売する場合の注意点	8
● 登録の必要性	8
・販売業の登録が必要である。	8
● 譲渡手続き	8
① 譲受文書を受け取り、保管する等の手続きを行う。	8
② 安全に取扱いができる相手にのみ販売、譲渡する。	8
● 毒劇物の表示	9
・毒劇物であることを明確に知らせる。	9
[3] 毒劇物を廃棄する場合の注意点	10
● 廃棄方法	10
① 毒劇物ではないものにしてから廃棄する。	10
② 毒劇物ではないもののできない場合は、 保健衛生上、危害が起こらないように廃棄する。	10
[4] 自主的安全管理にあたっての注意点	11
● 「毒物劇物危害防止規定」	11
① 「毒物劇物危害防止規定」を整備する。	11
② 「毒物劇物危害防止規定」を遵守するとともに、 見直しを行う。	11
■ 参考資料	
● 毒劇物中毒の際の応急措置方法	6
● 販売を通じた危害の防止策	9
● 毒の話	12
・心理学者インタビュー～毒物犯罪について～	12
・毒劇物犯罪の歴史年表	12

悲惨な毒物犯罪をこれ以上起こさないために…

平成10年は、毒性物質を使用した犯罪が続発し、大きな社会問題となりました。

このため、同年9月18日、「毒劇物対策会議」が内閣に設置され、毒劇物管理体制の強化や、流通食品における安全確保対策の推進、事件・事故発生時における関係省庁間の情報伝達及び連携体制の強化等の諸施策について検討が行われました。ここで取りまとめられた具体的な措置は今日まで逐次実施されてきています。

本マニュアルもこの具体策の一環として作成され、盗難防止のための措置について、毒物劇物営業の方が守るべき毒劇物の管理方法や販売・譲渡の手続きなどを掲載しています。毒劇物の管理については「毒物及び劇物取締法」によって取締りが行われていますが、関係各位に毒劇物の管理体制を再度検証し、より厳重で安全な取扱いを確立していただきたいのです。

関係各位の管理の徹底が、毒劇物による犯罪を未然に防ぐひとつの方策になるとご理解いただき、安全な社会環境を定着させるためにご配慮をお願いいたします。



大丈夫ですか？あなたの事業所の管理体制。

犯罪凶器の入手先になる可能性はないか見直してください。

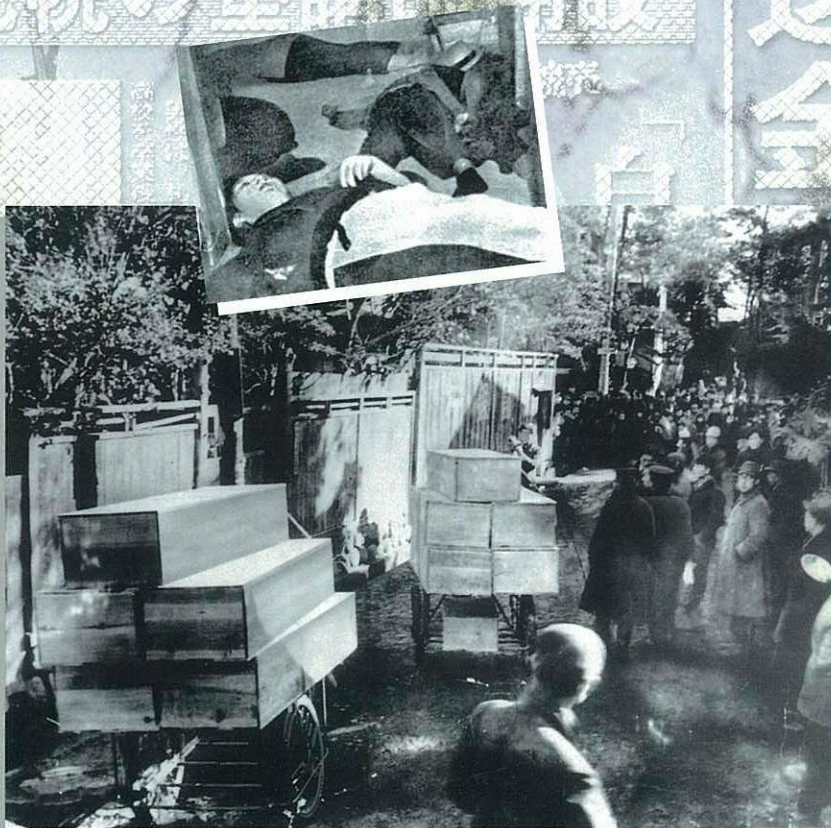
悪質な毒劇物犯罪の裏には、毒劇物の不適切な管理があります。

毒劇物犯罪で凶器として使用された毒劇物の多くは、犯罪者によって製造されたものではありません。そのほとんどが、販売業者から購入したり、あるいは盗んだりすることで入手され、犯行に使われているのです。

毒劇物の管理を厳重にしていなければ、自分自身が凶器となる毒劇物を犯罪者に渡してしまう可能性もないとはいえません。そのような機会をつくらないう、管理体制をチェックして下さい。あなたの毒劇物は安全ですか？



平成10年8月10日、木材防腐処理会社の新潟支店で、電気ポットにアジ化ナトリウムが混入され、社員10人が中毒症状を起こした。



平成10年7月25日、和歌山市園部の自治会の夏祭りに出されたカレーライスに砒素化合物の亜砒酸が混入され、4人が死亡、63人が中毒症状を起こした。

昭和23年1月26日、東京都豊島区の帝国銀行椎名町支店に「東京都衛生課の医員」を名乗る男が現れ、集団赤痢の予防薬と偽って、行員に青酸化合物を飲ませ、現金を奪って逃走した。16人の行員のうち12人が死亡した。日本の犯罪史上に残る大量毒殺事件。

題名 清水寺 喜清範 賀主
1998年「今年の漢字」
主催 財団法人 日本漢字能力検定協会



【1】毒劇物を貯蔵・保管する場合の注意点

関連法規

◆毒劇法 第7条第1項

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保険衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。ただし、自ら毒物劇物取扱責任者として毒物又は劇物による保険衛生上の危害の防止に当たる製造所、営業所又は店舗については、この限りでない。

◆毒劇法 第8条第1項

左の各号に掲げる者でなければ、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。

1. 薬剤師
2. 厚生省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
3. 都道府県知事が行う毒物劇物取扱責任者試験に合格した者

関連法規

◆毒劇法 第11条第1項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

◇昭和52年薬務局長通知

毒物及び劇物の保管管理について

1. (1) 毒劇物を貯蔵陳列する場所は、その他のものを貯蔵、陳列する場所と明確に区別された毒劇物専用のものとし、かぎがかけられる設備等のある堅固な設備とすること。
- (2) 貯蔵陳列する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。

盗難防止のための保管管理方法

①毒劇物の製造、輸入、販売を行うためには取扱責任者を設置しなければならない。

- ・取扱責任者とは、毒劇物を実際に取り扱う上での安全確保について責任を持つ技術者のことで、各製造所・営業所ごとに1名設置します。



②敷地境界線から離れたところに保管する。

- ・毒劇物は、関係者以外が手に取れるような場所に置いておくと、盗難の危険性が高くなると同時に、一般の人々に危害を与える可能性が高くなります。



柵を設けること。



敷地境界線から十分離すこと。

そうしないと…



建物の窓のそばは盗難にあいやすい。



一般の人への危害につながる。



興味を引いてしまう。

※この欄の表記は、毒物及び劇物取締法及び関連法規の一部を抜粋したものです。

盗難防止のための保管管理方法

③専用の設備に保管する。

- ・ 取り扱う毒物劇物の性質を踏まえ、安全な設備に保管します。
- ・ 貯蔵する場所には「医薬用外毒物」もしくは「医薬用外劇物」の文字を表示しなければなりません。

医薬用外毒物

医薬用外劇物

定められた表示をする

色々な貯蔵設備



盗難防止のための運搬方法

①トラックでの運搬は容易に持ち去られないよう厳重に管理する。

- ・ 運搬時は、一般の人々の手に渡ることがないように、注意深く作業します。



シートでおおい、ロープをしめる。

②車両には表示する。

- ・ 法で定められた毒劇物表示を付けます。



毒劇物であることをはっきりと表示する。

③車から目を離さない。

- ・ 助手を同乗させます。



不審者が車に近づかないよう注意する。

これらの他、安全な運搬のために、以下の規制が行われています。

- ・ 保護具を備えること。
- ・ 毒物又は劇物の名称、成分、含量並びに応急措置の内容を記載した書面を備えること。

関連法規

◆毒劇法 第5条

厚生大臣又は都道府県知事は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が、厚生省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその者が第19条第2項若しくは第4項の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して2年を経過していないものであるときは、第4条の登録をしてはならない。

◇毒劇法施行規則 第4条の4

- (2) 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。
- イ 毒物又は劇物とその他のものとを区分して貯蔵できるものであること。

◆毒劇法 第12条第3項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

◇毒劇法施行令 第40条の5第2項

毒物又は劇物を車両を使用して1回につき5キログラム以上運搬する場合には、その運搬方法は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- (1) 厚生省令で定める距離以上運搬する場合は、車両一台につき運転者のほか交替して運転する者又は助手を同乗させる。
- (2) 車両には、厚生省令で定める標識を掲げる。
- (3) 車両には、防毒マスク、ゴム手袋など事故時の応急措置に必要な保護具を二人分以上備える。
- (4) 車両には、運搬する毒劇物の名称、成分及び含量、事故時に行う応急措置の内容を記載した書面を備える。

【1】毒劇物を貯蔵・保管する場合の注意点

盗難防止のための保管管理方法

④保管場所は目の行き届くところとする。

- ・取扱責任者が一目で毒劇物の有無を確認できる場所に保管します。



毒劇物の有無が確認できる場所に置く。



陳列する棚にも毒劇物の表示をし、明確に区別する。

盗難にあいやすい設置場所



事故時の搬出、避難が迅速に対応できる。

ワンルームマンションの事業所などで、玄関脇に毒劇物を置いたりすると、人が入ってきたことを仕事場からは確認できません。

関連法規

◇毒劇法施行規則 第4条の4

- (2) 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。
 - ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。
 - ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。
- (3) 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。

⑤保管庫に保管する場合は施錠する。

- ・ 厳重な保管管理を行うために、堅牢な保管庫とロックシステムの使用が望ましいです。また、セキュリティシステムを導入するなど、人の出入りを厳重にチェックします。
- ・ 構造上鍵がかけられないタンク等の場合には、人が近づけないように柵を設けます。

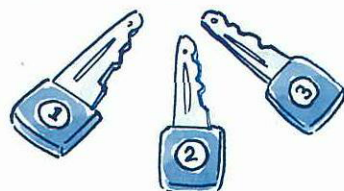


頑丈な保管庫と堅牢な施錠。

盗難防止のための保管管理方法

⑥鍵の管理を徹底する。

- ・ 鍵の管理の徹底するため以下の管理を行います。
 1. 鍵の管理者を明確にする。
 2. 鍵の数量のチェックを定期的に行う。
(合鍵の数は必要最低限)
 3. 鍵を使用する場合は、チェック表に記入、又は、責任者の許可を得るなど。



紛失防止のための保管管理方法

●「管理簿」を作成し、定期的に在庫量を確認する。

- ・取扱責任者のもとに「管理簿」を作成し、定期的に在庫量を確認します。

[illegible]

関連法規

◇昭和52年薬務局長通知

毒物及び劇物の保管管理について

- 2.(1) 貯蔵陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じた使用量の把握を行うこと。

[1] 毒劇物を貯蔵・保管する場合の注意点

関連法規

◆毒劇法 第11条第2項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

◇毒劇法施行規則 第4条の4

- (1) 毒物又は劇物の製造作業を行う場所は、次に定めるところに適合するものであること。
 - イ コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造とする等その外に毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれのない構造であること。
- (2) 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。
 - ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
 - ハ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。

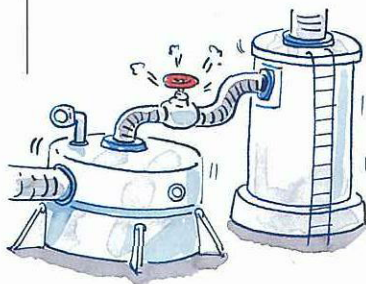
関連法規

◇毒劇法施行規則 第4条の4

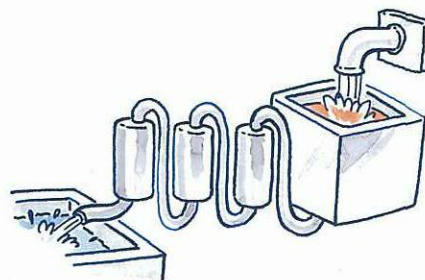
- (1) 毒物又は劇物の製造作業を行う場所は、次に定めるところに適合するものであること。
 - ロ 毒物又は劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備えていること。



粉じんの処理



蒸気の処理



廃水等の処理

漏えい、流出防止のための保管管理方法

●コンクリート製にする等、扱う毒劇物の性質を踏まえた材質を選ぶ。

- ・漏えい、流出防止の措置を講ずることは、容易に毒物劇物が他者の手に渡ることを防ぐことにもつながります。



基礎も漏れたり染みだしたりしない
コンクリートにする。

製造設備の基準

●粉じん、蒸気、廃水等の処理設備を備える。

毒劇物中毒の際の応急措置方法

1. 何らかの症状が現れているなら、早急に医療機関を受診することが必要です。受診の際には、毒劇物の種類、量、経路を伝えることが重要です。原因物質や摂取量を、周囲に残された瓶や空き箱など周囲の状況から特定するよう努めて下さい。医師や救急隊が到着するまでの間に応急措置を施すこともできるかもしれません。連絡した医師や消防機関、または(財)日本中毒情報センターに相談して下さい。一般的な応急措置は以下の通りです。

■飲み込んだとき

- 1) 水や牛乳を飲ませます。牛乳には胃壁を保護し、毒劇物の働きを弱める作用があります。

用があります。

(注意) 防虫剤、石油製品等については、牛乳を飲ませてはいけません。かえって害になる恐れがあります。

- 2) 喉の奥を刺激して吐かせます。

(注意) 吐いた物が気管に入らないようにします。意識がないときや痙攣をおこしているときは、吐かせてはいけません。強酸や強アルカリを含む製品(洗剤、漂白剤など)、石油製品等については、吐かせてはいけません。かえって害になる恐れがあります。

■ガスを吸入したとき

きれいな空気のある場所へ移動させ、安静にさせます。

■目に入ったとき

流水で15分以上洗い続けます。(顔を横に向けてからゆっくり流すか、水道の

盗難、紛失、漏えい、浸出した場合の措置

①通報体制を整備する。

- ・ 危害が発生した時に冷静な対処ができるよう、予め通報する責任者を設定しておきます。責任者がいない時どうするか決めておきます。

通報する責任者の設定



盗難または紛失した場合
ただちに警察に通報する。



飛散、漏えい、流出した場合、
保健所、警察署、消防署に連絡する。

関連法規

◆毒劇法 第16条の2

- (1) 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。
- (2) 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。

②被害をくいとめる措置とその準備を行う。

- ・ 当事者には被害を最小限にとどめる責任があります。放置すれば、毒劇物によって他人に危害を与える恐れがありますので、速やかに食い止める措置を講じて下さい。



立ち入りを禁止する。



風下の人に知らせ退避させる。



保護具を着用する。



運搬事故時に対応するため、あらかじめトラックの荷台に中和剤や吸収剤を積んでおくこと。



中和剤を散布する。



洗い流すなど迅速に
対処する。

場合には強い流れの水で洗います。勢いの強い水で洗うと、かえって目に障害を起すことがあります。)

- 皮膚に付いたとき
毒物の付いた着衣はすぐに脱がせ、石鹸を使って皮膚を十分に水で洗います。
- 意識がないとき
吐いた物がどにつまらないように、左側を下にした横向きの姿勢(昏睡体位)をとらせず。下あごを前に出し、気道を確保します。
- 呼吸が止まっているとき
もし、あなたが人工呼吸法を熟知しているならば、直ちに実施して下さい。但し、中毒者の口の周りや、身体の中には毒物が含まれています。2次中毒に注意し、中毒者の呼吸を吸い込まないようにします。また、他の人に、あなたが中毒になった場合の対処を頼んでおきましょう。

2. 症状から急を要さないと思われるでも、毒劇物の種類や摂取量、摂取経路によっては、時間がたってから発症することもありますので、注意が必要です。何を摂取したかがわかれば、上記の応急措置を行ったり、医療機関へ行く等の対応方法も決まってきます。

3. 毒劇物の毒作用や治療方法に関する情報が必要な場合には、中毒110番に問い合わせして下さい。

(財)日本中毒情報センターへの連絡方法

大阪中毒110番
電話 0990-50-2499
(24時間、年中無休)
つくば中毒110番
電話 0990-52-9899
(9:00~17:00(12/31~1/3を除く))
(ダイヤルQ2制:通話料のほかに情報料(3分300円)がかかります。)

【2】毒劇物を他者に販売する場合の注意点

関連法規

◆毒劇法 第3条第3項

毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

関連法規

◆毒劇法 第14条

- (1) 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、又は授与したときは、その都度、次に掲げる事項を書面に記載しておくなければならない。
 - 1) 毒物又は劇物の名称及び数量
 - 2) 販売又は授与の年月日
 - 3) 譲受人の氏名、職業及び住所
- (2) 毒物劇物営業者は、譲受人から前項各号に掲げる事項を記載し、印を押した書面の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはならない。
- (3) 毒物劇物営業者は、販売又は授与の日から5年間、前2項の書面を保存しなければならない。

◇平成10年医薬安全局長通知

毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について

- (2) 毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者において、毒劇物を販売又は授与する場合に、法第14条に基づく手続きを踏むとともに、譲渡の申し込みのあった者又は法人の事業等について十分確認を行い、また、毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うこと。
- また、毒劇物の交付に当たっては、法第15条を遵守するとともに、身分証明書等により交付を受ける者について十分確認を行うこと。

◆毒劇法 第15条

- (1) 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。
 - 1) 年齢18年に満たない者
 - 2) 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者
- (2) 毒物劇物営業者は、厚生省令の定めるところにより、その交付を受ける者の氏名及び住所を確認した後でなければ、第3条の4に規定する政令で定める物を交付してはならない。

◇平成11年医薬安全局長通知

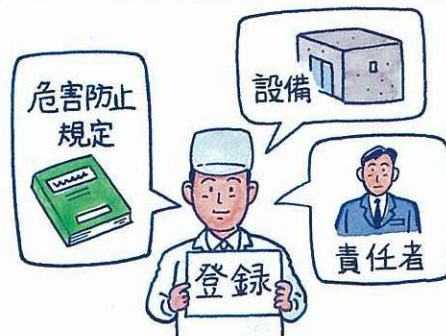
毒劇物及び向精神薬等の医薬品の適正な保管管理及び販売等の徹底について

- (2) 毒物劇物営業者に対して、譲受人等の言動その他から使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないようにするとともに、この種の譲受人等に係わる不審な動向については速やかに警察に通報すること。

登録の必要性

●販売業の登録が必要である。

- ・毒物劇物営業者以外の方へ販売するためには、製造業者や輸入業者であっても別途販売業者の登録が必要となります。



譲渡手続き

①譲受文書を受け取り、保管する等の手続きを行う。

- ・毒劇物の販売には、必要事項を書面に記入して保存する等の譲渡手続きが必要となっています。

〔毒物劇物営業者同士の場合〕

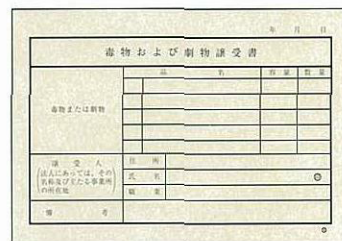
販売する側が、①毒物又は劇物の名称及び数量、②販売又は授与の年月日、③譲受者の名称、職業と住所を記載し、その帳簿を5年間保存する。

〔毒物劇物営業者以外への譲渡〕

譲受する人から、①毒物又は劇物の名称及び数量、②販売又は授与の年月日、③譲受者の名称、職業と住所を記載し、捺印した文書を受け、5年間保存する。



帳簿



譲受文書の例

- ・販売する時には、販売相手の身元確認を行い、利用目的を聞き取り、毒劇物の種類や量が適当であることを確認します。

②安全に取扱いができる相手にのみ販売、譲渡する。

- ・18才未満や、麻薬・覚醒剤中毒患者には交付できません。
- ・相手に不審を感じたら、販売をやめ、警察に連絡すること。



不審者は通報すること。

毒劇物の表示

●毒劇物であることを明確に知らせる。

- ・毒劇物の容器及び被包に「医薬用外」の文字を記載し、毒物の場合は赤地に白色で「毒物」の文字、劇物の場合は白地に赤色で「劇物」の文字を表示します。
- ・誤って飲用等されないよう、毒劇物であることが分かる容器を使用します。



毒劇物の表示

販売を通じた危害の防止策

内閣に設置された毒劇物対策会議において、販売を通じた危害の防止策については、下記の内容がとりまとめられました。関係者各位のご理解とご協力をお願いします。

- 販売業者は、毒劇物の購入者に対して、使用目的を聴取し、身元を確認することにより、犯罪目的のための毒劇物入手を防止する。
- 製造・輸入業者は、容器・包装に貼付・添付されるラベル、チラシ、MSDS（化学物質安全性データシート）等に毒劇物を購入・使用した場合行うべき保管管理や廃棄上の留意事項を記し、その情報を販売業者は購入者に提供する。
- 家庭用劇物以外の毒劇物について、販売業者は一般消費者への販売を自粛し、一般消費者は購入を自粛する。



関連法規

◆毒劇法 第12条

- (1) 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。
- (2) 毒物劇物営業者は、その容器及び被包に、次に掲げる事項を表示しなければならない。
 - 1) 毒物又は劇物の名称
 - 2) 毒物又は劇物の成分及びその含量
 - 3) 厚生省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生省令で定めるその解毒剤の名称
 - 4) 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生省令で定める事項

◇毒劇法施行規則 第11条の6

法第12条第2項第4号に規定する毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要な表示事項は、下の通りとする。

- (1) 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (4) 毒物又は劇物の販売業者が、毒物又は劇物の直接の容器又は直接の被包を開いて、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに毒物劇物取扱責任者の氏名

◆毒劇法 第11条第4項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

【3】毒劇物を廃棄する場合の注意点

関連法規

◆ 毒劇法 第15条の2

毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

◇ 毒劇法施行令 第40条

- (1) 中和、加水分解、酸化、還元、希釈その他の方法により、毒物及び劇物並びに法第11条第2項に規定する政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。
- (2) ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること。
- (3) 可燃性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。
- (4) 前各号により難い場合には、地下1m以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

◆ 毒劇法 第15条の3

都道府県知事は、毒物劇物業者又は特定毒物研究者の行なう毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物の廃棄の方法が前条の政令で定める基準に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

廃棄方法

① 毒劇物ではないものにしてから廃棄する。



- ・ 具体的な毒劇物の廃棄方法は薬務局長通知「毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準について」を参考にします。
- ・ 下水道法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法など、他の法律にも抵触しないようにすること。
- ・ 自己処理できない場合は、知事の認可を受けた廃棄物処理業者に委託します。



② 毒劇物ではないものにできない場合は、保健衛生上、危害が起らないように廃棄する。

- ・ この場合も上記の諸点に留意します。

【4】自主的安全管理にあたっての注意点

「毒物劇物危害防止規定」

①「毒物劇物危害防止規定」を整備する。

- ・事業所において取り扱われる毒劇物の種類・量、取扱い方法等の態様に応じ、具体的で詳細な内容とします。
- ・次の基本的な事項が記載されていなければなりません。更に、規定を具体的に実施するために必要な細則を定めます。

①毒劇物の貯蔵又は取扱い作業を行う者、その設備等の点検を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項



②毒劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項



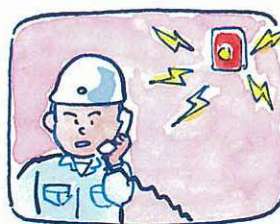
③毒劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項



④毒劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項



⑤事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項



⑥毒劇物の貯蔵及び取扱いの作業を行う者及びその設備の保守を行う者、事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項



⑦その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項



- ・毒劇物の危害防止対策は、その範囲が広く、取り扱っている毒劇物の種類、取扱いの態様も多様であるため、危害防止措置を一律に定めることはできません。法令でいう「必要な措置」は、通常時の作業手順から問題発生時の対処方法、機器・設備の点検、連絡体制等広範に渡る対策であり、これらが連携して初めて有効となります。従って、各事業所の実情に応じた対策を予め策定し、職員に周知させておく必要があります。

②「毒物劇物危害防止規定」を遵守するとともに、見直しを行う。

- ・近年、多発している毒物事件を考慮し、盗難防止などの措置の内容について、事業所の危害防止規定は万全になっているかを再度検証します。

多発する毒劇物による犯罪…。
犯罪心理学の見地から、
盗難等を未然に防ぐ策をお聞きしました。

城 紘一郎(じょう こういちろう)

1948年生まれ。専門は臨床心理学、犯罪捜査心理学。犯罪行動の分析や事件関係者の心理鑑定を通じて捜査活動を支援している。

著書／「魔がさすとき」

「魅せられるとき」

ある事件をきっかけに、類似した犯罪が続いて起こることがよくある。いわゆる連鎖反応である。平成10年7月に起きた和歌山毒物カレー事件を発端に、新潟市の木材防腐処理会社の毒物混入事件、偽痩せぐすり郵送事件など、毒物を使った事件が相次いで起こった。こうした事件がマスコミで騒がれれば騒がれるほど、模倣しようという者が現れ、類似の事件が続くのである。中学生が起こした事件などは、新聞、テレビなど事件に関する連日の報道に触発され、また凶器として薬物が可能という知識を得たことによるものだった。

犯罪に毒物が使われる場合、犯罪者に薬物の知識やそのものが手近にあったり、入手可能な毒物が使われることも多い。仕事で使っているものであったり、日常生活の中で使っているものであったりする。例えば、青酸工場に出入りしていれば、それを使う。また、家庭で使っているクレゾールを用いた中学生の例もあった。家庭にある薬品や洗剤、殺虫剤なども、犯罪を犯そうという人にとっては、凶器になり得るのである。

人間は、自分の行動をコントロールする力、つまり“超自我”という働きを持っている。だから、通常は、他者に対する攻撃である怒りやいらだちをぶつけないという欲望があっても、すぐに実際の行動に出るということはない。しかし、事件が起こり、マスコミ報道されると、類似の犯罪を意図している人は、それに触発され、歯止めが緩んでしまうことがある。犯罪を起こすか起こさないか、そのボーダーラインにいる人にとっては、こうした報道が類似事件を起こす動因(引き金)となってしまうからだ。

毒を使う犯罪には、いくつかの共通項が見られる。一つには、力がない人が、力を必要としない凶器である毒に頼るということだ。また、直接毒で殺さなくても、睡眠薬で相手の自由をおさえ、その間に殺すといった、体力的に優位に立つために用いるケースもある。また、被害者と顔を合わせたくないという場合に毒を用いる時もある。毒を使って、自分がその場にはいないときに飲ませ、死にいたらしめるといった、匿名性の高い方法である。

犯罪目的に毒を入手する方法には、いろいろなケースがあるだろう。業務上、取り扱う本人やその周囲にいる人がこっそり流用する場合。また、正規に入手した睡眠薬などを、本来の目的以外に使ってしまうような場合もある。外部からは、偽造処方箋を作って騙したり、直接盗み出して入手する場合などがある。だから被害の防止策としては、業務上の管理を徹底させることである。外部からの侵入対策を強化するのはもちろんであるが、意外に盲点となるのが、同僚や内部の人に対してである。外部に対しては、管理をしっかりしたつもりでも、内側から見れば隙だらけということがある。仲間の従業員やそこに出入りする人間など、人は誰でも犯罪者になり得るのだ。それは、身近な者にとって、油断や隙が見えやすいからである。「これなら盗むのも可能だ」と思わせないことだ。

日本(日本人)は、これまで人を疑わず、信頼の上に成り立つ社会、いわば“村社会”であったが、社会体系が変わってきた現代、考え方も変えていかなければならない。身近なところから、しっかりとした管理体制が必要なのである。業務上の管理者は、専門家であるという責任を再認識し、管理を徹底してほしい。

場所を選ばず起こる犯罪に歯止めをかけるのは、毒物劇物営業者・業務上取扱者です。

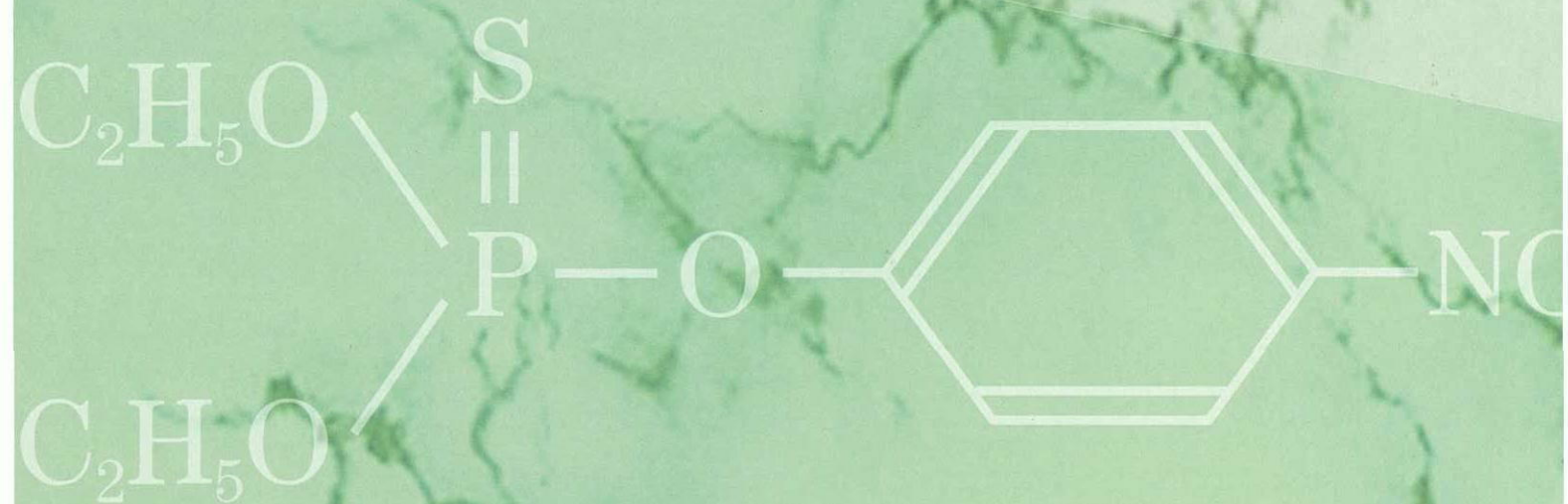
戦後、さまざまな毒物が犯罪に悪用されてきました。しかし、今後の医学技術の進歩や毒劇物犯罪に対する国レベルの対策により、過去のような毒劇物による完全犯罪などあり得なくなるでしょう。

それでも、まずは自分の身の回りで不慮の事故や事件が起こらないように気を配ることが大切です。毒劇物を安全かつ有効に活用できる社会を育むために、その取扱いには十分に注意してください。

発生日月	事 件 名	事 件 内 容
昭和21年11月12日	毒殺魔事件	東京都本郷区森川町の旅館で世田谷区太子堂の男性が毒殺され、現金を盗まれた。さらに22年1月3日、名古屋市瑞穂区の男性が青酸カリ入りのお茶を飲んで死亡した。静岡県出身の男性の犯行と判明し、逮捕された。
昭和25年1月8日	東大助教授毒殺事件	東大医学部の助教授が帰京途中の列車で持参したウイスキーを飲んで苦しみだし、死亡した。ウイスキーには青酸ソーダが混入されており、看護婦との関係を叱責されたのを恨んだ東大助手の犯行であることが判明した。
昭和34年2月9日	少女怪死事件	東京都品川区の八百屋の小学生の娘が遊んで帰ってくるまもなく苦しんで死亡した。警察の調べで、店主に恨みをもつ妻と店員が共謀して、店主を殺そうと帳場に青酸カリ入りのサイダーを置いていたことが明らかになった。
昭和37年4月6日	毒入りジュース殺人事件	宇都宮市の姉妹が自宅近くの田圃に落ちていたビニール入りのジュースを飲んで死亡した。ジュースは同市内で製造され駄菓子屋で販売されているもので、農薬に利用有機されるリン系毒物が混入されていた。
昭和38年1月8日	毒入り牛乳殺人事件	大阪府布施市の中学生の男子が、自宅近くのより糸製造業者の玄関前に設置されている牛乳箱の上にあったコーヒ牛乳を飲んで死亡した。容疑者は同業者の長男で、事業の失敗から父親につらく当たられ、牛乳に青酸ソーダを仕込んだ。
昭和45年2月4日	連続毒殺事件	神奈川県川崎市で行方不明だった会社員と行員の二人が死体で見つかり、友人だった行員が逮捕された。44年12月にも知人を殺すなど3件の毒殺を自供した。
昭和52年1月4日	毒入りコーラ殺人事件	東京都品川駅近辺の公衆電話ボックス脇においてあったコーラを高校生が飲んで急死した。コーラには青酸ソーダがまぜてあった。同日、現場から600m離れたところで男性が死んでいた。無差別殺人を狙ったの犯行とみられた。
昭和60年7月～9月	自販機ドリンク毒入り事件	近畿地方を中心として、清涼飲料水の自動販売機の取り出し口に毒入りドリンクが置かれ、9月になって全国に波及した。混入された毒は除草剤のバラコートが大半で、農協などで誰でも簡単に購入できるものだった。
平成3年2月14日	東大技官毒殺事件	東京大学医学部付属動物実験施設の技官が重金属中毒の症状をおこして死亡した。容疑者は施設の同僚で、施設内で抗菌剤として使用していた酢酸タリウムが紛失しており、職場の研究室でこの水溶液を飲ませて殺害したと見られている。
平成5年4月20日	埼玉愛犬家殺人事件	埼玉県行田市の会社員が行方不明となり、平成7年1月5日、群馬県の山林で遺体となって発見された。犬の繁殖をめぐってトラブルがあったことや、獣医師から「大型犬の安楽死」のために大量の硝酸ストリキニーネを譲り受けていたことから、埼玉県熊谷市のペットショップ経営者が容疑者として逮捕された。
平成7年3月20日	地下鉄サリン事件	東京都の営団地下鉄線（日比谷、丸の内、千代田線の計5車線）で朝のラッシュアワー時にサリンがまかれ、死者11名負傷者3794名という大事件が発生した。
平成7年5月5日	新宿駅青酸事件	東京都の営団地下鉄線新宿駅の男性用トイレの中に、青酸ソーダと希硫酸の入った二つの袋が放置され、青酸ソーダの袋が燃えていた。この2つが化学反応を起こすと、毒ガスであるシアンガスが発生する。警察の調べで、宗教団体信者らが容疑者として逮捕された。



平成7年3月20日に起きた地下鉄サリン事件（写真提供：産経新聞社）



毒劇物 盗難等防止 マニュアル

いかに管理すれば良いか

厚生省

